

議案第 5 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成26年4月16日

沖縄県教育委員会

教育長が教育委員会訓令「小中アシスト相談員設置規程」の制定を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 2 項により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第4号

教 育 庁

小中アシスト相談員設置規程

(設置)

第1条 小中学生の不登校及び問題行動の未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決を図るため、教育事務所に小中アシスト相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 相談員は、教育事務所の所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童生徒の不登校、問題行動等に関し、小中学校への巡回支援に関すること。
- (2) 児童生徒の不登校、問題行動等に関し、小中学校相互間並びに地域及び関係機関との連携に関すること。
- (3) 児童生徒の不登校、問題行動等に関し、児童生徒の話し相手及び悩み相談に関すること。
- (4) 児童生徒の不登校、問題行動等に関し、児童生徒の登校支援及び学習支援に関すること。
- (5) 児童生徒の不登校、問題行動等に関し、所長が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 相談員は、生徒指導、教育相談等に関し専門的な知識と経験を有する者のうちから所長の推薦により沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 相談員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁義務教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 相談員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 相談員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は所長が別に定める。

2 相談員の1日の勤務時間は、6時間とする。

3 相談員の勤務場所は、所長が別に定める。

(服務)

第7条 相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、相談員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 相談員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平26年4月1日から施行する。

訓令の概要説明

課名 義務教育課

1 件名

小中アシスト相談員設置規程

2 制定の経緯及び必要性

現在、不登校や問題行動に関して困難な状況を抱える中学校に対しては、中学生いきいきサポート相談員を学校に直接配置し、その課題解決にあたっている。

しかし、小学校に対する支援や、中学生いきいきサポート相談員が配置されていない中学校、及び学校間・地域間で広域化した問題行動等に対する対応など、小・中学校における生徒指導体制への更なる支援の充実が必要である。

そのため、教育事務所に「小中アシスト相談員」を配置し、小・中学校に随時派遣及び巡回支援させることにより、不登校や問題行動などの早期発見、早期対応や未然防止を効果的に実施するため、「小中アシスト相談員」職を新たに設置する。

3 制定の概要

- (1) 規程設置の趣旨について定める（第1条）
- (2) 相談員の身分について定める（第2条）
- (3) 相談員の職務について定める（第3条）
- (4) 相談員の委嘱及び委嘱期間について定める（第4条）
- (5) 相談員の報酬等について定める（第5条）
- (6) 相談員の勤務条件について定める（第6条）
- (7) 相談員の服務について定める（第7条）
- (8) 相談員の解職について定める（第8条）
- (9) 訓令の施行日は、平成26年4月1日

4 相談員の業務内容

「小中アシスト相談員」は、小・中学校における広域化した問題行動等や不登校への適切な対応や未然防止を図るため、各教育事務所に配置され、管内の課題のある小学校及び中学校へ派遣又は巡回により以下の業務を行う。

- (1) 児童生徒の登校支援（家庭訪問、電話連絡等）
- (2) 児童生徒の地域、校外での怠学への対応
- (3) 児童生徒の学習支援・体験活動の指導、引率
- (4) 児童生徒の教育相談、進路相談

- (5) 児童生徒の学級復帰支援
- (6) 学級担任、学校職員との連携による非行の立ち直り支援、居場所づくり
- (7) 市町村教育委員会等関係機関・団体との情報共有及び連携
- (8) その他、学校教育活動の支援

※支援の対象は、課題が校区や学校間を跨ぎ広域化しているケースや既存体制では対応が厳しい学校へ集中して支援する。

5 平成26年度配置計画

県内 6 教育事務所に50名の相談員を配置し、支援の必要のある小中学校等へ派遣。

- (1) 配 置 先：国頭 7、中頭15、那覇14、島尻 8、宮古 3、八重山 3
- (2) 勤務時間：1日 6 時間、年間活動日数：168日（月14日×12月）

6 根拠法令

地方公務員法（第3条第3項第3号）